見 積 参 考 資 料

委託名　　令和８年度管きょ改築調査業務委託（８－１）

１　本見積参考資料は、積算数量の積算内容を示したもので、契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

２　設計金額の表示単位

本業務の設計金額の表示単位は、以下のとおりとする。

項　目	数値処理	単位（円）
１．第１～１２号単価	１円未満切り捨て	円止まり
２．直接作業費	－	円止まり
３．共通仮設費率分	千円未満切り捨て	千円止まり
４．共通仮設費	－	円止まり
５．純作業費	－	円止まり
６．現場管理費	千円未満切り捨て	千円止まり
７．作業原価	－	円止まり
８．一般管理費等 （作業価格）	業務価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整	円止まり
９．作業価格	－	万円止まり
１０．消費税相当額	－	円止まり
１１．設計金額	－	円止まり

３　積算条件

本業務は、下記の条件で積算を行っている。

単価適用年月　　令和８年９月

４　業務単価

試験項目の単価については、下記を採用している。

名　称	規　格	単位	単価（円）	備考
ＴＶカメラ搭載車損料	95.5kw(130PS) 2t	時間	12,400	
高圧洗浄車損料	147kw(200PS) 4t	時間	9,050	
揚泥車損料	147kw(200PS) 4t	時間	5,880	
給水車損料	132kw(180PS) 4t	時間	6,010	
処分費	下水汚泥	ｍ３	39,000	
管路調査技師		人	……	測量技師
管路調査助手		人	……	測量技師補

管路調査作業員		人	……	普通作業員
管理技師		人	……	測量主任技師
清掃技師		人	……	土木一般世話役
清掃作業員		人	……	特殊作業員

５　積算歩掛基準について

1）第１号単価表「本管ＴＶカメラ調査工」について

・下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年版（公益社団法人 日本下水道協会）の「本管ＴＶカメラ調査工」を設計計上している。

・側視回数0.3回/m以下の条件で計上している。

2）第３号単価表「報告書作成工」について

・下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年版（公益社団法人 日本下水道協会）の「報告書作成工（本管ＴＶカメラ調査）」を設計計上している。

3）第４号単価表「マンホール目視調査工」について

・下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年版（公益社会法人 日本下水道協会）の「マンホール目視調査工」を設計計上している。

4）第６号単価表「報告書作成工」について

・下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年版（公益社会法人 日本下水道協会）の「報告書作成工（マンホール目視調査）」を設計計上している。

5）第７号単価表「高圧洗浄車清掃工」について

・下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年版（公益社団法人 日本下水道協会）の「高圧洗浄車清掃工（揚泥車４ｔ使用）」を設計計上している。

・日当たり作業量は、２６０m/日で計上している。

・土砂深率は１５％を見込んでいる。

6）第１１号単価表「土砂処分工」について

・下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年版（公益社団法人 日本下水道協会）の「土砂処分工」を設計計上している。（当該参考資料のP.53の【参考】に記載してある算定式で算定している。）

・ＤＴについては小数第2位表示（小数第3位を四捨五入）で計上している。

・積算条件は下記のとおりとする。ただし、本業務では計算に必要となる係数の決定に必要となる条件及び片道運搬距離を以下のとおり見込んでいる。これについては、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

状況の区分		片道運搬距離
DID区間率が３０％以上の地区を昼間運搬する場合	DID区間率が７０％未満３０％以上	１２．６km

7）共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率について

・下水道管路管理積算資料-2023-（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）に基づき算定している。

・共通仮設費率、現場管理費率については以下の積算条件を適用している。

補正率の工種区分	管路施設清掃工・調査工の率分
作業地域区分	市街地

※共通仮設費率については、P.17の表1-4.3の値を用いている。また、報告書作成工の費用は対象額Ｐに含まず選定している。

※共通仮設費率の補正については、補正係数の適用条件を上記表のとおりとし、表1-4.3で選定した共通仮設費率に補正係数を乗じて端数処理（小数第3位を四捨五入し、第2位）を行っている。

※現場管理費率については、P.22の表1-4.11の値を用いている。

※現場管理費率の補正については、補正係数の適用条件を上記表のとおりとし、表1-4.11で選定した現場管理費率に補正係数を乗じて端数処理（小数第3位を四捨五入し、第2位）を行っている。

・一般管理費率については以下の積算条件を適用している。

前払金支出割合区分	補正なし
契約保証の方法	金銭的保証

※一般管理費率については、P.26の式1-3により算出している。

※一般管理費率の補正については、補正係数の適用条件を上記表のとおりとし、式1-3により算出した一般管理費率を端数処理（小数第3位を四捨五入し、第2位）した値に契約保証による補正率を加算している。

上記積算条件は、当該業務の許容価格算出のために使用した条件であり、入札の公平性並びに円滑化を図るため示したもので、入札者の判断基準等を拘束するものではない。よって、上記記載の条件は、入札者の判断基準と相違する場合であっても変更の対象としない。